

福生市郷土資料室研究紀要
<第1号>

平成29年3月



福生市郷土資料室

福生市郷土資料室研究紀要

<第1号>

平成29年3月

福生市郷土資料室

目次

《講演録》	みずくらいどの謎にせまる	高崎勇作	1
《資料紹介》	石川弥八郎家文書にみる上ヶ鮎世話役	日野さよ子	7
《論文》	福生市における農繁期託児所の展開	田中愛誠	16

みずくらいどの謎にせまる

高崎 勇 作

寛政3年(1791)に編さんされた『上水記』によれば、玉川上水は玉川兄弟の手によって無難に完成されたという。ところが福生市熊川には上水開削時における失敗掘りの伝承が根強く残っていて、四ツ谷までの掘割が完成していざ水を流し込んだところ、熊川の一地点で水がごとごとく地面に吸い込まれてしまって、やむ無く五丁橋付近から現拝島分水取水口あたりまで、新たに水路を掘り直して玉川上水を完成させたと伝えられる。地元の人々は捨てられた堀のあたりを最初は「ほりけー」(堀替地)と呼び、のちに「みずくれーど」(水喰戸または水喰い所)と呼ぶようになった。蛇足ながら「水喰いど」に「土」の字をあてたのは享和3年(1803)刊の『玉川上水起元並野火留分水口之訳書』(以下、『上水起元』と言う。)の著者小嶋文平である。

このみずくらいどの地名は現在ではあまり使われなくなったが、江戸時代の検地帳には「水喰所」などの地名があり、それらの地積の合計は6ヘクタールを超える(図1)。熊川村は3つの支配地から成り立つが、この数字は熊川村三分割支配地(三給入り合い)内の2つの支配地のみの面積で、三給がすべて判明すればさらに面積は増すものと思われる。なお上水完成から30年後の貞享年間(1684-1687)の絵図面には、捨てられた堀跡がはっきりと描かれている(図2)。

熊川在住の大正期以前の生まれの人達におこなった聞き取り調査から、古堀跡は五日市線より南では日光街道(現国道16号線)天王坂まで完全な



図1 延宝4年 熊川村水帳
(野嶋茂雄家文書)



図2 熊川村福生村近隣村々道法等絵図
(石川弥八郎家文書)

形で残っていて、ここを遊び場として過ごした人達も大勢いたことが確認されている。事実昭和 22 年（1947）の米軍撮影の航空写真によっても、古堀跡は始点と言われるみずくらいど公園内から青梅線、五日市線に分断されながら拝島駅東方の平和橋付近まで半円を描くように続いていたことが確認できる（図 3）。



図 3 昭和 22 年 航空写真
(福生市郷土資料室蔵)

しかし昭和 30 年代の高度経済成長期以降、拝島駅に近いこともあって宅地化が進行し、かつての堀跡は大部分が消滅してしまい、現在その姿を留めるのは、先のみずくらいど公園内の約 30 メートルと青梅五日市両線に挟まれて残る 50 メートルの 2 カ所だけとなってしまった。この両線に挟まれた堀跡の土地は平成 26 年（2014）に民地であったもの



図 4 青梅五日市両線に囲まれた堀跡

が福生市に寄贈され、市登録文化財として保護されることになった（図 4）。また五日市線より南側ではスイミングアカデミーの西側に残る左岸の一部が 30 メートルほど認められるが、これは大正 10 年の五日市鉄道の路盤整備作業の際、そこが「あか道」だったために手付かずに残されたものである。さきの航空写真で見る限り水路は掘削作業の際の省力の為に、立川段丘ぎわを崖線に沿って掘り進められたことにより、南方へ弧を描くように堀跡が残されている。堀跡上流部では相当部分が鉄道線路敷によって姿を消しているが、それ以外では水路が通る立川段丘肩部と下位の拝島段丘面との高低差は下流に向かって徐々に増大し、最大でその差は 10 メートルにも達する。水路が通過したとされる地点にわずかに残る露床は、透水性のきわめて大きな礫層であることが確認できる。現在でも推定水路下の礫層が目視できるのはスイミングアカデミー西側（武蔵野 1376 番地）と武蔵野 1390 番地付近の 2 カ所である。この 2 カ所の礫層中に人頭を越える程の石が多く混在することから、この地層の水流は太古の立川段丘生成期には強大であったと推定される。そして、そのことが砂礫といわれる細粒が少ないことにつながる。細粒混合の多少は透水性の大きさにも深く関わる。さきにも述べたように立川段丘崖線に沿っ

て走る水路はみずくらいど公園から徐々に下位段丘拝島面との高低差を増し、五日市線を過ぎる辺りから国道 16 号線武蔵野橋手前付近までの約 300 メートルの区間では、その差が最高で 9 メートルを超えている。高度差 9 メートルの武蔵野橋手前 30 メートル付近から、水路は徐々に東へ向きを変え拝島駅東口方向へ向って掘り進められた。ちなみに東京都水道局所蔵の『上水路縦断面図』によれば、旧水路の始点に近い五丁橋の水底面の標高が 119.8 メートル、拝島分水口が 118.86 メートルで標高差は 94 センチメートルである。水喰らいを引き起こした旧水路の全長は約 1 キロメートルであるから勾配が 1000 分の 1 にも満たない、ほぼ平坦な荒れ石を敷き詰めたような水路を、淀むように水が動いていたものと想像される。この限りなく水平に近い勾配設定は、工事施行者側の作為が濃厚である。このことについては後述する。

昭和 7 年（1932）に江戸文芸の研究者として知られる三田村鳶魚が、玉川上水建設の際に総監督を勤めた松平伊豆守信綱の実家、愛知県豊橋市の大河内家から発見したとされる『上水起元』をもとに『玉川上水の恩人』を朝日新聞に発表して玉川兄弟の府中での工事放棄や、熊川での掘り直しについて明らかにすると、「みずくらいど」は一躍上水研究者たちの注目するところとなった。さらに昭和 40 年代に、杉本苑子がしんぶん赤旗に『玉川兄弟』を連載すると、熊川のみずくらいどは、地面から水が消える謎として関心をあつめるようになった。昭和 40 年代以降、堀跡の大部分が消滅してくると、水喰らいについてさまざまな説が唱えられるようになってきた。まず熊川に残る中世の遺構を伝承にある「長者堀」として捉えてそれを兄弟が失敗した水路だったと主張する説、遺構の存在そのものを否定する説、遺構の場所を取り違えているとする説など、さまざまな説が発表されるようになる。しかし、いずれの説も地元の伝承や絵図などを軽視したものであり、説得力に欠けるところがある。

ところで平成 8 年（1996）7 月に、『上水起元』の記述を裏付けるように府中市清水が丘で巨大水路遺構が発掘されて話題となった（図 5）。府中市当局は玉川上水遺構との結論は避けているが、それに関する記録があり、その場所から遺構が発見されれば、記録された遺構である可能性は低くない。府中市の堀跡は、やはり立川段丘の砂礫層を掘り進んだ



図 5 府中市清水が丘の水路遺構

ために、あらかじめ漏水を見越した工法がみられた。それは堀底部分に約 1メートルの厚さでローム土を貼り付けていることであって、この工事の施工者は水路工事に手馴れた技術者だったことが推察できる。そして熊川の古堀でも堀底あとにローム土が確認できれば、この工事も同一の技術者がおこなったものと考えても良いのではないかと思った。

はからずもこの期待に明確な回答を寄せて下さったのが、みずくらいどの旧堀跡にお住まいの上田勝三先生であった。上田先生はもと高校の地学の先生で、昭和 30 年代に旧堀跡を自ら造成されて住宅をお建てになった方である。(図 6) その際本来ならば水底部にあたる地点から、大量のローム土が出てきたとのことである。これで熊川の水路も、玉川兄弟が手がけたものと推測することが可能であろう。しかし府中の水路が通る礫層は最大でも人のこぶしに満たないほどの茶色の土の混在した感じの砂礫層である。熊川のそれは人頭を超える大きさのものが連なる大石交じりの礫層で、ローム土を張り付けただけの透水予防策は、ほとんど効果がな



図 6 右岸痕跡がみられる建築中の上田先生宅



図 7 露出した人頭大の礫

かったと思われる。それほど礫と礫の隙間が大きな礫層で、いわゆる砂礫の含有は極めて少なかった事が分かる(図 7)。これほど水路に不適な礫層に堀をうがつことの危険性は、経験豊かな技術者である玉川兄弟としては、当然予測していたはずで、さまざまな事前対策を講じたものと察せられるが、それらの努力も結果としてこの礫層の前には全く無力だったものと思われる。兄弟の危惧していた事柄が不幸にして的中した事から、水路変更への決断はいさぎよく行われたものと思いたい。

私は、水路から水が消えたとされる謎について、当初から一貫して下位段丘面との高度差の大きい水路一帯の礫層からの漏水説の立場を堅持してきた。当時市域一帯は都市下水道の工事中で、市内各所にコンクリート管理設用の作業坑があり、数箇所の現場で採取した深度別礫層の粒度をふるいで選別して、みずくらいど水路下のそれと比較して水漏れの大きさを述べたに

過ぎなかった。しかし平成 27 年 9 月、さきの上田先生からの情報で先生宅前の擁壁工事が始まり、礫層が確認できるとのことで駆けつけたところ、水路下約 3 メートル付近の地層を目のあたりにすることが出来た。それは想像をはるかに超える粗い礫層で、地下水脈が流れ出した様子が実感できるほどの、隙間の大きな礫層であった。ただし礫間のこの大きな空間は太古の段丘生成期からのものか、あるいは水路から漏れ落ちる水の流れによって細粒が流失して出来たものかは不明である。いずれにしろ 40 年来抱き続けてきた漏水の流れ跡を確認することが出来たことは大きな収穫であった（図 8）。

みずくらいどと呼ばれた捨て堀の総延長は約 1 キロメートル、その水路全体が水を通しやすい粗い礫層であったものと思われるが、とりわけ大きな漏水を起したのは、水路の始点から現国道 16 号線武蔵野橋付近までの、下位面との高低差の大きな、距離約 600 メートルの立川段丘肩部に掘られた水路からだったと推測できる。先の府中市の巨



図 8 隙間の大きな礫層

大遺構でみられたように、礫層の水漏れ予防策は講じられていたが府中市の遺構に比べて粗い礫層で、水路には不向きな大石交じりの土地であった。当時の水漏れ防止の材料としては、良質の粘土か、粘度は格段に劣るが、手近で入手しやすいローム土しかなかったと思われる、ここでも府中同様ローム土が使用されたことが確認できる。とすれば分厚く張り付けたローム土さえ強い水流では解けて流失しやすく、壁面に定着させるためには、流水勾配を格段に落とした、ゆるやかな流れが必要であったに違いない。1000 分の 1 に満たない勾配はそのためにとられた技術的な処置だったとみられる。しかし劣悪な礫層の前にはいかなる予防策も通用しなかったのであろう。

ここから漏れ落ちる水量は大都市江戸の需要に事欠くほどの大きさだったと思われるが、それでもなおみずくらいどの水路が決壊しなかったのは、大石混じりの礫層のために、斜面の土砂の流失が防げた結果、崩落が起きなかったものと思われる。あらゆる漏水防御策も粗石交じりの礫層の前には効果が無かった事から水路変更は躊躇なく行われたものと見たい。従来の水路を廃して、五丁橋周辺から立川段丘内部を直線的に掘削して現在の拝島分水口辺の地点で本

来の水路につなげることで玉川上水は完成したとするのが、私のみずくらいどに対する考えである。

(たかさき ゆうさく・福生市文化財保護審議会会長)

石川弥八郎家文書にみる上ヶ鮎世話役

日 野 さ よ 子

1 はじめに

石川弥八郎家文書に、「玉川御用御鮎世話役起立御尋被遊候ニ付則左ニ奉申上候」という文言で始まる文書がある(1)。この文書は、多摩郡高月村私領名主太兵衛と同じく高月村天領名主新蔵、そして熊川村名主弥八郎が、天明2年(1782)9月に伊奈半左衛門役所に提出したものであり、冒頭の文言のとおり、世話役の成立について尋ねられたので回答したことが記されている。

本稿ではこの文書を紹介するとともに、その内容を検討し、上ヶ鮎世話役の成立と役割がどのようなものであったかを考察したい。

2 資料紹介

原文は次のとおりである。

乍恐以書付奉申上候

- 一 多摩郡高月村名主太兵衛同新蔵熊川村名主弥八郎奉申上候玉川 御用御鮎世話役起立御尋被遊候ニ付則左ニ奉申上候川崎平右衛門様御代官所之節延享二丑年御手代内海平十郎殿御出役被成
- 御上様玉川子持鮎 御好被為遊候間上納仕候様被仰渡私共両村獵師共出情仕御鮎 御上ヶ始之節太兵衛并ニ新蔵親新蔵弥八郎親庄蔵世話役被 仰付男鮎疵付等撰立御太切ニ拵立上納仕夫方年々彼岸前方御出役有之子持鮎上納致暮ニ至御鮎代籠諸色代共被下置私共義も御褒美奉頂戴候其後当 御役所様御引渡リニ相成神谷弥助殿御出役被成前年之通被仰付候趣被仰渡川通りしら張切等為取払私共両村ニ而 御用御鮎上納仕候神谷弥助殿引続御出役被成

追々願村有之拾ヶ村程ニ而相勤高野又吉殿桜井幸八殿御出役被成候迄御老人ニ而其後原次左衛門殿御出役之砌玉川通り大水ニ而鮎一向無御座川下宿川原村中之嶋村辺迄追々御加勢御出役拾壱人ニ而所々御手分ヶ被遊世話役共義も御附添申種々相働キ漸少々捕生御上納仕候義有之其後追々手広ニ相成当時者玉川通沢井村ノ石田村迄枝川々共ニ拾三四里之間三拾ヶ村余ニ而捕溜御上納仕候得共若鮎之内者男鮎女鮎も分り兼候ニ付生簀場御見廻り私共附添上納ニ相成候正味相糺并男鮎入交り候得者女鮎瘦候ニ付取分ヶ等仕捕溜数御出役様へ申上御伺之上上ヶ始仕候間農業其外稼等も相止メ掛り居候事故自然と及困窮難儀至極奉存候得共

御上様 御用御鮎私共手掛ヶ拵立差上候義冥加至極難有奉存押ニ相勤候得共連々不如意ニ罷成候ニ付度々世話役共御免御願仕候得共 御免無御座宝曆九卯年ノ勤役中御扶持米被下置候処御太切之 御用之御儀殊ニ新蔵義者病死仕候ニ付尚亦 御免願仕候得者御証文を以被下置候御扶持之義容易ニ御免難被 仰付強而相願候へバ御咎も可被 仰付旨御掛り原次左衛門殿被 仰聞奉恐入御願相止メ新蔵忤新蔵跡役相勤申候処其後庄蔵義も病死仕忤弥八郎見習罷在候ニ付其段奉申跡役相勤申候且宝曆年中五月ノ七月迄腹明キ鮎 御用被仰付候義有之前書三人ニ而手廻り不申拜島村年寄源左衛門差加へ四人ニ而相勤源左衛門義も引続相勤候処故障之義ニ而退役致前々之通私共三人ニ而相勤申候前書奉申上候往古上ヶ始之節者私共両村ニ而御用相濟候処当時者枝川々共ニ上下拾三四里之間ニ而殊之外手広ニ相成自然と不ズり罷成御出役様并私共義も手届キ兼往古ノ手重り罷成候

右者此度起立御尋ニ付奉申上候通相違無御座候乍然年数等之義者書留無御座候得者与ハ難奉申上候以上

天明二寅年九月

多摩郡高月村

名主 太兵衛 ㊤

同 新蔵 ㊤

同郡熊川村

名主 弥八郎 ㊤

伊奈半左衛門様

御役所

この文書を現代語訳すると、次のようになる。

恐れながら書付をもって申し上げます。

玉川（現在の多摩川のこと）御用御鮎世話役の始まりについてお尋ねになったので申し上げます。川崎平右衛門代官所の節、延享 2 年（1745）に手代の内海平十郎殿が上ケ鮎の出役となり、「上様が玉川子持ち鮎をお好きでいらっしゃるので上納するように」と仰せ渡されました。私共両村（高月村と熊川村）の漁師どもが懸命に務めて鮎を上納したところ、太兵衛と先代の新蔵、そして弥八郎の親である庄蔵に世話役を仰せ付けられ、雄鮎や疵付き鮎等をよりわけて大切に用意をして上納しました。その時以来、毎年彼岸前から役所の役人がおいでになって子持ち鮎を上納いたし、暮れになると鮎代や籠などの諸色代などを下され、私どもへもご褒美を頂戴いたしました。

その後、お役所も代が変わり神谷弥助殿がご出役となりました。神谷殿は前年のとおりと仰せになり、川通りの白張り切等取り払わせ私ども両村（高月村と熊川村）で御用鮎を上納いたしてまいりました。神谷殿は何年にもわたりご出役を勤め、その内に段々と上納を願う村々が増え、10ヶ村ほどで勤めてまいりました。御出役は高野又吉殿、桜井幸八殿の 2 人になるまでおひとりで務められました。その後、原次左衛門殿がご出役のとき、多摩川に大水がでて鮎が一向いなくなってしまうました。その時には川下の宿河原村、中之島村まで加勢してくれ、ご出役も 11 人で手分けして働き、世話役どもも付き添えいたし、一生懸命に働き、ようやく生け捕ることができ上納いたしました。

その後段々に上納する村が増え、現在は玉川筋の沢井村より石田村まで、枝川もいれて 13、4 里の間の 30 ヶ村あまりにて鮎を捕え、上納いたすようになりました。若鮎の内は雌雄分かりませんので生簀場を見まわり、私どもが付き添い上納いたしております。鮎の数を数え、雄鮎が混ざると雌鮎が痩せるので取り分けます。捕り溜めた鮎の数などをご出役様に申上げ、お伺いの上で上ケ鮎を上納いたしますが、その間は農業、そのほかの稼ぎ等もできず鮎にかかりきりとなります。そのため、自然に困窮となりとても難儀しておりますが、上様の御用鮎を私どもが用意させていただくことはこの上なくありがたいと思いますので、頑張って努めてまいりました。しかしだんだん心許なくなってまいりましたので、たびたび世話役の御免をお願いして

まいりましたがお許しにはなりませんでした。宝暦9年(1759)からは、勤役中へ扶持米をくだされましたので大切な御用となりました。ことに先代新蔵が病死したので再び御免を願い出たところ、ご証文をもって下されたものなので容易に御免をお許しにはならなくて、強いて御免を願うときにはお咎めもあるとのこと、お掛りの原次左衛門殿よりお聞きしたので、恐れ入って御免願はやめ、息子新蔵が跡役を務めてまいりました。その後庄蔵も病死したので、息子弥八郎が見習いであったのを申上げて跡役を務めてきました。宝暦年中(1751~1764)には5月より7月までは腹明き鮎(内臓を除いたもの)の御用を仰せつかりましたが、前書の3人には手が回りかね、拝島村年寄源左衛門を差し加え4人で務めてまいりました。しかし、障りがあつて源左衛門が抜け、今は私ども3人務めております。

上ヶ鮎が始まったころは私ども2ヶ村で御用が済みましたが、現在は枝川を含め上下13、4里の間となりことのほか広がり、当然ながら統制が取れなくなり、ご出役様も私どもも手が届かなくなって、前よりも手がかかるようになってまいりました。

以上、この度起立お尋ねについて、申しあげましたことに相違はございません。しかしながら年数等は記録がないので確かなことは申しあげられません。以上

天明2寅年9月

多摩郡高月村

名主 太兵衛 ㊤

同 新蔵 ㊤

同郡熊川村

名主 弥八郎 ㊤

伊奈半左衛門様御役所

3 考察

この資料から、上ヶ鮎世話役の役割と成立に関して、次のことが確認できる。

3-1 世話役の始まり

近世初頭より御菜鮎として鮎が献上されたことは知られているが、その御用鮎が享保 7 年 (1722) に突然赦免されている (2)。それから 23 年後の延享 2 年 (1745) に再び鮎の献上を命じられ、そして高月村の太兵衛と新蔵、熊川村の庄蔵が献上鮎の世話役に任命されたことがこの文書からは確認できる。

延享 2 年 (1745) は 11 月に徳川家重が征夷大將軍に就任している。ここでいう上様が吉宗なのか家重なのか特定はできないが、大岡越前守忠相によって代官に登用された川崎平右衛門が、手代内海平十郎に命じ、將軍が子持ち鮎を好物とするので上納するよう申し付けたことは事実である (3)。そして、この年以來、世話役は彼岸前から子持ち鮎の上納を務め、暮れになると鮎代や籠などの必要経費が支払われ、世話役にはご褒美が下されるという制度が開始されたと考えられる。後になると、このご褒美は御扶持米として制度化される。

その後「御役所の代が変わった」とあるが、次の代官として伊奈半左衛門の名前が登場するのは寛延 2 年 (1749) であり、その年の出役として神谷弥助の名が登場する (4)。

柴崎村 (現立川市) の名主鈴木平九郎が宝暦 4 年 (1754) に記したと思われる文書に「武州多摩郡柴崎村申し上げ奉り候は、先前より御本丸様御菜鮎差し上げ来り申し候、然る所当七年以前 尾州様御鷹場に罷り成り候に付、去る午の年より尾州様御菜鮎差上げ申し候処、御両方御用之義、相勤り難く存じ奉り候」という一文があり、すでにこの時期柴崎村でも上ケ鮎の上納が命じられていたことがわかる (5)。では、なぜこの 2 村にも上納を命じたのだろうか。この 2 村は多摩川支流の秋川・平井川の合流点にある。鮎の習性としてこういった合流点に集まり、特に下り鮎となる頃には多くの鮎が捕獲できるのである (6)。より多くの鮎を確保するため、上ケ鮎上納の命令が下ったのではないかと考えている。

「川通りの白張り切等取り払わせ」とあるが、それは鮎の漁法のことを指す。このしら張切りとは、川に仕掛けてある「しら杭」のことで、産卵のための下り鮎の習性を使い捕獲する漁法で、鮎に傷をつけることなく捕獲できる (7)。これを取り払うようにとってほかの村々の漁を禁止したのではないだろうか。すなわち、上ケ鮎を仰せつかったこの 2 村は優先的に漁ができたということである。

3-2 上納する村の増加

当初は高月村と熊川村の2村だけで上納していた。その内徐々に御用役を願う村が増え10ヶ村で上納するようになっていく。秋川や平井川沿いの村々も名乗りを上げ、延享3年(1746)には秋川沿いの湊上村で、宝暦2年(1752)には留原村の運上が開始される(8)(9)。明和元年(1764)年と思われる文書には湊上村・山田村・網代村・伊奈村・横沢村・山田村・高尾村・留原村・五日市村・入野村・戸倉村・小和田村・養沢村(以上、現あきる野市)の村名が登場する(10)。そして原次左衛門が出役の頃には、沢井村(現青梅市)と石田村(現日野市)間の多摩川と枝川の秋川・浅川沿いの村々30ヶ村で献上するようになる。

少し時代はくだるが、天保6年(1835)の「玉川鮎上納組合組織図」には上流域として川井村、沢井村、御岳村、二俣尾村、柚木村、駒木野村、日向和田村、千ヶ瀬村、河辺村、友田村(以上、現青梅市)、福生村(現福生市)、川崎村(現羽村市)があり、秋川流域として小中野村、五日市村、伊奈村、山田村、代継村、牛沼村、雨間村、小川村、草花村、引田村(以上、現あきる野市)、拝島村(現昭島市)、熊川村(現福生市)の24ヶ村名がみられる(11)。

上納する村には何かメリットがあったのだろうか。はっきりとは言えないが、上納しない村には、上納の時期になると自村地先漁場漁すら禁止されるというデメリットがある(12)。多摩川にはたくさんの種類の魚がいるが、特に鮎は時代が下ると江戸市中の人々に好まれ、高額な値段が付いたといわれている。献上する以外の鮎を売買できれば良い収益になったのではないか。また、多くの漁場争いが起こっていることから漁業の優先権の確保する必要もあったのではないかと考えられる。

3-3 上納の手順

若鮎のうち雌雄の区別がつかないので、捕って生簀にためておくこと、産卵の準備に入る下り鮎になる頃には、雄雌が混じると雌鮎が痩せるので分けておくことが記されている。この間に世話役は各所の生簀を見回り、また鮎の数など出役に伺いながら献上の準備を進めることになる。

それでは、実際の上納はどのように行われていたのだろうか。これは、時代は下るが嘉永3年(1850)に新たに世話役に就いた福生村名主田村十兵衛のために、柴崎村名主鈴木平九郎が

書いた「玉川上ヶ鮎世話役勤向留記」に詳しい(13)。これによると彼岸近くになり、世話役が「上ヶ鮎日限訴」を出すとその年の出役が江戸を出立する。出役はその日のうちに布田宿(現調布市)まで移動し、前もって廻状を出しておいた最寄りの御用受け村々に「御用鮎請書」を提出させる。世話役のいる村々を順番に回り、すべての村から御用受け証文を受け取る。村々では上納する日を伺いながら、それまでに鮎を生け捕りしておおく。そして、その中から大きさ、傷などを見分け上納する日の夕方までに、供出する世話役の村まで鮎を運び出す。そのようにして期間中に4回から5回にかけて繰り返し上納を行うのである。

すべての上納が終わると「御引払受証文」に印形を添えて提出する。その後鮎代諸色代の清算をし、それぞれの村の夫錢を割り出す作業を行う。これらは前述のとおり、後年になってからの上納の方法であるが参考として記した。なお、上ヶ鮎の上納数は天保年間(1830-1843)からはおよそ1000から1500尾前後であった。

3-4 世話役の交代

世話役は当初、高月村太兵衛と新蔵、熊川村庄蔵の3人が務めていた。しかし、上ヶ鮎の時期は旧暦の8月から10月にわたり行われるので、農作業や他の渡世もできずに負担が大きいとして、世話役の御免を訴えていた。その負担の代償として、宝暦9年(1759)からは勤役中には扶持米(給金)が与えられるようになる。また新蔵の病死により世話役の御免を願い出たときには扶持米が証文をもって下されたものであるという理由から許可されず、結局、息子新蔵が跡役につくこととなった。

世話役の名は上記の3名以降どのように移り変わっていったかは、はっきりとはわからないが、現存する資料には文政11年(1818)に高月村名主浪江の名が、文政12年(1829)には柴崎村名主次郎兵衛の名が鮎世話役惣代という肩書で登場する(14)(15)。さらに天保8年(1836)には高月村新蔵、羽村安次郎、そして柴崎村次郎兵衛が上ヶ鮎世話役として登場している(16)。

上ヶ鮎世話役は引き受ける名主にとって何かメリットがあるのかは判然としない。この文書でも農業やそのほかの仕事に差支えが出ることを訴えており、自ら進んで引き受けることではなかったと推測される。しかも、世話役はきちんと仕事が務まらないような人には任せられず、人格的にも能力的にも優れていなければならない。天保8年(1837)に高月村名主新蔵は江戸

にすることが多くて役目を休みがちであったため、新蔵は役目を解かれ次に拝島村甚五右衛門が世話役に就任している（17）。

4 まとめとして

最後に、伊奈半左衛門役所は何を意図してこのような文書を書かせたのかを考えたい。

この文書が書かれた当時、上ヶ鮎を担う村は2ヶ村から30ヶ村に増え、範囲も上流から13里（約52km）の間に拡大した。だんだん統制が取れなくなり出役も手が回らなくなりつつあった。文書の最後にあるように手広くなり、上ヶ鮎の村々の統制が取れなくなりつつあったのであろう。

冒頭に「玉川御用御鮎世話役起立御尋被遊候ニ付則左ニ奉申上候」とあるのは伊奈半左衛門役所が川崎平右衛門役所から引き継いだこのお役目の起源を知る必要があったためと考えられる。多摩川、秋川の上流では木材の運搬に筏を組んで江戸市中に運んでいたが、鮎漁法が筏で木材を運搬するのに支障となるとの苦情が出ており、鮎不漁ということもでてきた。漁場争いなども生じている。

これらを整理していくことを、今後の課題としたい。

5 引用文献

- (1) 福生市史編さん員会編，1990，『福生市史資料編 近世2』福生市；302-304
- (2) 「御菜鮎御赦免候得共御運上差上度ニ付願上書」 柴崎村鈴木家文書 （再録：宮田満，1989，『多摩川水系近世漁業関係史料の収集と考察』とうきゅう環境浄化財団；34-37）
- (3) 村上直・馬場憲一・米崎清美共著，1999，『多摩の代官』たましん地域文化財団
- (4) 太田尚宏，「玉川の鮎と江戸城」2000，大石学編『多摩と江戸』たましん地域文化財団：196-210. ；204
- (5) 「御本丸様尾州様御菜鮎両方勤り兼御許申上書」 柴崎村鈴木家文書 （再録：宮田満，1989，前掲載書；64）
- (6) 高橋勇夫・東健作，2016，『天然アユの本』築地書館
- (7) 五十嵐文次，1990，「玉川鮎漁の発展と上ヶ鮎御用世話役」『多摩のあゆみ』(59)：19-40. ；

(8) 「鮎川御運上之儀ニ付集会人村々書出」 五日市村森田家文書 (再録：宮田満，1989，前掲載書；209-210)

(9) 「鮎漁御運上年曆御尋ニ付申上書」 五日市村森田家文書 (再録：宮田満，1989，前掲載書；210-211)

(10) 「御用子持御鮎ニ付瀬切瀬帳等禁止ノ回状」 伊奈村石川家文書 (再録：宮田満，1989，前掲載書；88-89)

(11) 宮田満，2000，「将軍の鮎—江戸城御用鮎について—」『多摩のあゆみ』(59)：2-18.；

(12) 宮田満，2000，前掲載書；5

(13) 福生市史編さん員会編，1990，『福生市史資料編 近世2』福生市；319 - 325

(14) 「上鮎御用諸入用控帳」 五日市村森田家文書 (再録：宮田満，1989，前掲載書；146-151)

(15) 「江戸大火ニ付材木川下ケ可相通ノ触書」 伊奈村石川家文書 (再録：宮田満，1989，前掲載書；152-153)

(16) 公私日記研究会編，2012，『鈴木平九郎 公私日記 第1巻 [改訂版]』立川市

(17) 公私日記研究会編，2012，前掲載書

(ひの さよこ・福生市郷土資料室調査員)

福生市における農繁期託児所の展開 —資料による考証を中心として—

田 中 愛 誠

1 はじめに

農繁期託児所は田植えや稲刈りなどが行われる農繁期に開設される託児所である。また、時期や期間を限定して設置したことから、季節託児所と呼ばれる。福生村熊川村組合及び福生町では、養蚕、大麦、小麦刈込などの時期に、農繁期託児所が設置されていたようである(1)。

福生市の近代保育を考える上で、農繁期託児所は重要な意味を持つと考えられる。『福生市史 下巻』では、第6編第3章「福生の行政の移りかわり」と第7編第1章「学校教育」で言及されており、いずれにおいても農繁期託児所を起源として、今日の認可保育所が成立したことを示唆している(2)(3)。

また、『都立保育園のあゆみ』においても、巻末年表には記載されていないが、「福生市は早くから農繁期託児所を福生、熊川の西団地に開設してまいりましたが、福生の方はそのまま戦時託児所になり、さらに戦後都立保育園へと発展してきましたが、熊川地区は戦時中、青年団倶楽部が軍の宿舎に接収されたりして中断されました。」とされている(4)。

これらの記述に従うならば、今日の福生市における保育を考える上で、農繁期託児所は福生市の保育の源流にあたるものである。しかし、その重要性にもかかわらず、福生市の歴史を記した文献から、その成立や展開を明らかにすることは極めて困難である。

これらが通史を明らかとする過程において農繁期託児所に言及しているため、極めて簡潔な記述にとどまっていることがその一つの要因である。そのため、農繁期託児所の成立や展開を明らかにするためには、それらとは異なったアプローチが必要となる。

それでは、これらの文献が参考とした資料からそれを明らかにできるかといえば、それも難しい。これらの文献は、参考とした資料を明示していないことが多い。そのため、農繁期託児

所の成立や展開を知ることは困難である。

『福生市史資料編 近代・新聞資料（昭和）』に2件、『福生市史資料編 近代』に2件の農繁期託児所に関する資料が収録されているが、これらだけでは『福生市史 下巻』における記述内容の妥当性を確認することは困難である（5）（6）（7）（8）。

さらに、これらの文献における数少ない記述内容にさえ、相互に成立や歴史的展開に齟齬がみられる。これは著者が参照した資料の相違に起因していると考えられるが、このことがさらに状況を複雑にしている感は否めない。

こうした状況を踏まえて、本稿は、福生市における農繁期託児所の成立と展開を明らかにし、福生市の地方史や児童福祉史に貢献することを目的としている。

その目的を達するため、先行研究にあたる、福生市の近代から現代に関する通史を体系的に記述している、『福生町誌』、『福生不動尊由来記 福生本町の歴史』、『福生市史 下巻』から、農繁期託児所に関する記述を抽出し、整理したい。

これらの文献では、著者、時代背景、参照した資料が異なるため、相互に異なる記述がなされている。本稿では、これらの記述の根拠となったと考えられる資料について検討し、記述内容の妥当性を検証し、必要な資料を補い、福生市における農繁期託児所の成立と展開の全体像を示したい。

2 先行研究

それでは、前述した先行研究における農繁期託児所の記述内容を整理していきたい。

『福生町誌』は3つの先行研究で最も古く、福生市内の小中学校の教員により、昭和30年(1960)に福生町の歴史を体系的に記述するために編纂された(9)。この文献では農繁期託児所についての記述は存在しておらず、農繁期託児所から発展したとされている認可保育所である福生保育園、熊川保育園について、次のとおり記述されているにとどまる。

福生保育園は、「昭和19年3月福生町130（私有建物借用）において東京都福生戦時託児所として開設。」とされた(10)。そして、熊川保育園は「昭和23年2月福生町熊川倶楽部を借り受け、保育業務を実施していた。」とされている(11)。これらの内容からは、農繁期託児所の存在や今日の認可保育所との連続性を確認することはできない。

その22年後の1982年に、福生不動尊の由来及び福生市本町の歴史を記録するために橋本孝蔵氏により記されたのが『福生不動尊由来記』である(12)。この文献で初めて、農繁期託児所に関する記述がみられるようになる。巻末の年表で、昭和9年(1934)「※この頃、青年俱樂部において農繁期託児所を開設する。期間は6月、7月の2か月間である。」と記載されている(13)。

ここで言及されているのは、あくまで開設場所と昭和9年(1934)に青年俱樂部に開設されたということだけであり、その後も継続されたという記録ではないことには留意が必要である。また、この文献が福生市本町の歴史を記述していることから、ここで言及されている青年俱樂部は福生地域に設置された福生青年俱樂部であると推測される。また、熊川地域の農繁期託児所に関する記述はここでは見られない。

さらに、福生市の歴史を体系的に記述した『福生市史 上巻』が11年後の平成5年(1993)に、『福生市史 下巻』が12年後の平成6年(1994)に福生市史編さん委員会により刊行された(14)。

この福生市史編さん委員会は、学識経験者、市議会議員、行政関係者、小中学校教員、郷土史家などを中心に構成されたり、専門的な編さん作業がなされていた。この文献では、次の2ヶ所において農繁期託児所に言及がなされている。

まず、第6編第3章「福生の行政の移りかわり」において、「このうち福生保育園は戦前通称宮本神社旧宅の福生1120番地で、熊川保育園は熊川青年クラブで、当時の青年が農繁期に託児所として子どもたちの世話をした。敗戦色の濃い昭和19年(1944)には両園とも都立戦時託児所として開設し活躍した。」とされている(15)。

他方で、第7編第1章「学校教育」においては、「幼児の施設については、昭和11年(1936)農繁期における主婦の負担を軽くしようと、女子青年団によって福生第一小学校前にあった青年クラブにて農繁期託児所を開設した。翌12年6月にも『6月1日より20日まで農繁期託児所を前年通り開設。女子青年部員奉仕する。』とある。同19年3月、都立福生戦時託児所が福生1130番地(加美、宮本神殿)に設置された。」とされている(16)。

この2つの記述は、農繁期託児所に関して、福生地域における農繁期託児所について開設場所、成立時期が同じ文献内で相違している。また、熊川地域に関しては前者のみが言及してい

る。

ここまでの内容をまとめたものが表 1 である。なお、福生地域と熊川地域に農繁期託児所がそれぞれ 1 カ所設置されたという仮定に基づき作成していることをあらかじめお断りしておく。ここで、福生地域の農繁期託児所を 1 カ所のみ設置とした理由は後述する。

表1

福生地域の農繁期託児所

文献名	編者 (筆者)	発行年	言及	設立	設置・運営主体	設置場所	継続性
福生町誌	福生町誌編集委員会編 (不明)	昭和35年 (1960)	無し				
福生不動尊由来記	橋本孝蔵	昭和63年 (1988)	有り	昭和9年 (1934)	無し	福生 青年倶楽部	無し
福生市史 第6編第3章	福生市史編さん委員会編 (橋本孝蔵、加藤有孝、柚木誠一)	平成6年 (1994)	有り	無し	青年	宮本神社旧宅 (福生1120番地)	有り
福生市史 第7編第1章	福生市史編さん委員会編 (高崎伊平)	平成6年 (1994年)	有り	昭和11年 (1936)	女子青年団	青年クラブ	有り (1年のみ)

熊川地域の農繁期託児所

文献名	編者 (筆者)	発行年	言及	設立時期	設置・運営主体	設置場所	連続性
福生町誌	福生町誌編集委員会編 (不明)	昭和35年 (1960)	無し				
福生不動尊由来記	橋本孝蔵	昭和63年 (1988)	無し				
福生市史 第6編第3章	福生市史編さん委員会編 (橋本孝蔵、加藤有孝、柚木誠一)	平成6年 (1994)	有り	無し	青年	熊川青年クラブ	有り
福生市史 第7編第1章	福生市史編さん委員会編 (高崎伊平)	平成6年 (1994年)	無し				

まず、福生地域の農繁期託児所は、『福生町誌』以外の文献で言及されおり、運営主体や設置地区に関して具体的な記述がいくつも見られる。このことから、福生地域に農繁期託児所が設置されていたことはほぼ事実であったと考えられる。他方で、その具体的な設置時期、設置・運営主体、設置場所、継続性については文献ごとに相違がみられる。

設立時期は『福生不動尊由来記 福生本町の歴史』では昭和9年(1934)とされているが、『福生市史 下巻』第7編第1章では昭和11年(1936)とされており2年間の差がみられる。

設置場所は『福生不動尊由来記 福生本町の歴史』と『福生市史 下巻』第6編第3章では青年倶楽部(クラブ)、『福生市史 下巻』第7編第1章では宮本神社旧宅とされている。

設置・運営主体は『福生市史 下巻』第6編第3章では漠然と青年とされているが、『福生市史 下巻』第7編第1章では女子青年団とされている。

さて、ここまでの相違点は、1カ所の農繁期託児所に関する見解が相違している可能性もあるし、福生村に数カ所の農繁期託児所が存在しておりそれぞれが異なったものについて記述している可能性もある。

しかし、少なくとも『福生不動尊由来記 福生本町の歴史』と『福生市史 下巻』第6編第3章は同じ青年倶楽部(クラブ)に設置されたと記録されており、それぞれが別の農繁期託児所を指しているとは考えにくい。

また、『福生市史 下巻』第6編第3章と『福生市史 下巻』第7編第1章は、農繁期託児所から戦時託児所への連続性を明確にしているか否かは別にしても、福生保育園に関する記述の中で、福生地域の農繁期託児所に言及しており、こちらもそれぞれが別の農繁期託児所を指していると考えるのはやや穿った見方と言えるだろう。

こうしたことを考え合わせれば、これらの記述内容が福生地域に設置された1つの農繁期託児所について述べているとひとまず仮定して議論を進めても問題無いと判断した。

熊川地域の農繁期託児所は、『福生市史 下巻』第6編第3章で言及されているだけで、その設立時期についての言及はなく、設置・運営主体は青年で、設置場所については熊川青年倶楽部であったとされているのみであり、ひとまず1つの農繁期託児所であったと推定しても差し支えないと思われる。

なお、『福生不動尊由来記 福生本町の歴史』、『福生市史 下巻』第6編第3章は、橋本孝

蔵氏が執筆又は共著者であることに留意する必要がある。

橋本孝蔵氏は、1916年に福生村で生まれ、日本大学図書館、東京書籍図書室、近衛霞山会館図書室等に勤務し、昭和20年（1945）に福生町役場に入職する。助役を3期務めた後に、昭和54年（1979）に退職した。また、青年団活動にも熱意を注ぎ、昭和14年（1939）から昭和16年（1941）まで青年団長も務め、戦後もその復興に尽力する（17）（18）。

福生農繁期託児所が青年倶楽部に設置されていたため、青年団としてその設置・運営にかかわりを持っていたことが推測され、資料に基づく記述だけではなく、本人の記憶をもとにした記述が含まれていると考えるべきだろう。

また、橋本孝蔵氏が福生町に入職した時期は、敗戦に伴い戦時託児所から都立保育園への転換があった時期でもある（19）（20）。

戦時託児所の設置にあたって、区市町村が都道府県に協力したという元都職員の証言があり、戦後も戦時託児所である福生保育園が継続して都立保育園として運営され、その園長を当初区市町村長が務めたこともあり、都立保育園であっても区市町村がかかわりを持っていたと考えられる（21）。

『都立保育園のあゆみ』も、本文で引用した部分は橋本孝蔵氏が執筆しているが、この中で福生保育園の措置、新築に携わっていたことを回想しており、都立保育園を含めて保育行政に精通していたと考えられる（22）。

3 考察

それでは、現存する資料から、これらの記述内容を検証していこう。まず、福生地域の農繁期託児所が、いつ設置されるようになったのかという点である。設立時期は『福生不動尊由来記—福生本町の歴史』の昭和9年（1934）か、『福生市史 下巻』第7編第1章の昭和11年（1936）かのいずれかになるだろう。

『福生市史資料編 近代・新聞資料（昭和）』に「昨年の農繁期に西郡福生村では農家の子女に限定した託児所を開設して好成績を挙げたので本年も1日より村内青年会館を利用して開設した、託児は105名で森田貞子さんが主任、森田トヨ、楠博子、同知子さんの3名が保母となって毎日午前7時から午後6時まで懇切に育成に努めている」とある（23）。さらに、実際に

開設されたことを報じた記事が『福生市史資料編 近代・新聞資料（昭和）』に収録されている（24）。

注目すべきは、「昨年の農繁期に西郡福生村では農家の子女に限定した託児所を開設して好成績を挙げたので」という表現がなされている点である。少なくとも昭和10年（1935）の時点で、その前年に開設された実績があることが読み取れる。

そして、この前年にあたる昭和9年（1934）の農繁期託児所の開設に関する新聞記事が存在している。この記事では、「西郡福生村では農繁期の託児所を開設する準備中であつたが、愈よ同年青年会館を収容所にあて保母3名によつて6月1日より開所するが60名まで収容・饗食も給興する」とされている（25）。

昭和9年（1934）6月1日付けの記事では「開設する準備中であつた」とされているが、昭和10年（1935）6月2日付の記事では「昨年の農繁期に西郡福生村では農家の子女に限定した託児所を開設して好成績を挙げたので」とあり、昭和9年（1934）に初めて設置され、好評であったので昭和10年（1935）にも設置されたと考えられる。また、いずれも開設されたのが「青年会館」であること、そして昨年の好成績に触れていることから、この2つの記事が同一の福生農繁期託児所を指していると考えてほぼ間違いはないだろう。

行政資料からもこの事実を裏付けることができる。『昭和9年 福生村熊川村組合事務報告書』には、「1. 社会事業に関する件」の項目に「本年第1回農繁期託児所を設け良好なる成績を挙げたり」と記されており、『昭和10年 福生村熊川村組合事務報告』についても、「1. 社会事業に関する件」に「第2回の農繁期託児所を設け良好なる成績を挙げたり 保母4人 託児105人」と記されている（26）（27）。なお、『昭和8年 福生村熊川村組合事務報告書』には、農繁期託児所に関する記述はみられない（28）。

昭和9年（1934）の第1回についての記述は、福生村熊川村事務報告書に記載が無いため不明であるが、昭和10年（1935）年の第2回については保母と託児の人数が明記されており、これは昭和10年（1935）の読売新聞の記事で報道された保母と託児の人数と一致していることから、同一のものであると考えられる。

また、東京府社会事業協会の『社会福利』と『東京府社会事業協会事務報告』からもこれらの事実を確認することができる。

東京府社会事業協会は、「生活困窮者救済のため東京府の外郭団体として協会を設立し、経済的保護、婦人児童保護などの事業活動と、府下の社会事業団体の活動が活発に行えるよう連絡調整機関としての事業をはじめ、府下の社会事業団体の活動が活発に行えるよう連絡調整機関としての事業を」実施していた団体である（29）。

『東京府勢概要』の「6. 幼児の保育事業」によれば、「尚季節的の農繁期託児所は昭和八年より東京府社会事業協会と協力して之を経営し、昭和十一年度には三十箇所、昭和十二年度には府費三千一百圓を東京府社会事業協会に交付して七十箇所を経営せしめる豫定である。」とされており、『都史資料集成 第10巻』に収蔵されている昭和14年（1939）の社会課事務引継書においても、「6. 農繁期託児事業に関する事項」として「本事業は昭和8年度東京府社会事業協会をして経営を奨励せしめ翌9年度より年々補助金を増額し本年度3,600円を交付し同協会においてはこれを農村に奨励費として補助し本府と協力これが奨励に力め本年既に70ヶ所開設せしめたり。」と記されている。したがって、少なくとも1933年からこの団体が継続的に農繁期託児所に関する指導や助成にあたっていたことが確認できる。（30）（31）。

昭和9年（1934）及び昭和10年（1935）『社会福利』及び『東京府社会事業協会事務報告』を確認すると、昭和9年（1934）には定員60人で農繁期託児所が実施されたことが記されており、昭和9年（1934）6月1日付けの記事と一致している（32）（33）。昭和10年（1935）には定員100人（平均利用実績1日103人）で農繁期託児所が開設されたことが確認できる（34）

（35）。昭和10年（1935）は、昭和10年（1935）年6月2日の記事や『昭和9年 福生村熊川村組合事務報告書』とは若干人数が異なっているため、断定はできないが、新聞記事と福生村熊川村事務報告書が昭和9年（1934）と昭和10年（1935）年で同一の農繁期託児所を指していることはほぼ確実であることを考慮すると、東京府社会事業協会が昭和9年（1934）と昭和10年（1935）で同じ福生地域の異なる農繁期託児所を助成したとは考えにくく、これは誤植又は集計方法の相違によるものではないかと思われる。

さて、ここまで福生地域における初めての農繁期託児所に関して検討してきた。この中で引用した新聞記事では、昭和9年（1934）及び昭和10年（1935）は青年会館で実施されたとされている。当時、福生地域に青年会館と呼ばれる建物は無く、これは青年団倶楽部のことを指すものと考えられる。

福生村青年団の活動記録を書き留めた『記録簿』に、昭和9年(1934)5月20日付で「近日農繁期中に組合村に於て託児所設置するに對し青年団俱樂部を貸す事に決定す。」とあり、『記録簿 第2号』にも、昭和10年(1935)6月1日付で「本日より20日まで本団俱樂部に託児所開設され、本団女子部員奉仕す。」との記録があることから間違いないだろう(36)(37)。

ところで、『福生市史 下巻』第7編第1章では、「『6月1日より20日まで農繁期託児所を前年通り開設。女子青年部員奉仕する。』」という資料の記述を引用し、農繁期託児所が昭和11年(1936)に女子青年団によって青年クラブで開設されたとしている(38)。福生市史編さん委員会及び福生市郷土資料室が所蔵する資料を可能な限り確認したが、該当する記述がある資料は存在しなかった。

ただし、『青年団報 第7号』に、「6月1日 本日より20日まで本団俱樂部に託児所開設され、本団女子部員奉仕す。」という引用部分に類似した記述がみられる(39)。そのため、記述の元になった『記録簿 第3号』から引用されているのではないかと推測される。ただし、当該資料は福生市郷土資料室には収蔵されておらず、確認することができなかった。

しかし、これらのことを考えあわせれば、『福生市史 下巻』第7編第1章に引用されている内容は、信憑性があると思われる。したがって、『福生市史 下巻』第7編第1章の昭和11年(1936)開設という記述は、前述の新聞記事や行政資料などの存在を把握しておらず、福生地域の農繁期託児所の開設された時期を同定し誤ったと考えるのが妥当であろう。

また、昭和11年(1936)の『東京府社会事業協会事務報告』には、福生地域の農繁期託児所についての記述は残されておらず、不明瞭さは残る(40)。しかし、この中で東京府内に農繁期託児所が19ヶ所開設されたと記載されているにも関わらず、詳細には18ヶ所しか記載が無いことから、記載漏れの可能性が高い。

したがって設置・運営者が誰であったかという問題を除けば、設置場所も昭和9年(1934)、昭和10年(1935)と同一であり、後述する昭和12年(1937)から昭和16年(1941)の、福生地域の農繁期託児所に関する資料の存在を考慮すれば、『福生市史 下巻』第6編第1章と『福生市史 下巻』第7編第1章の福生地域の農繁期託児所は同じと考えられる。

それでは、いつ頃まで継続して設置されていたのだろうか。前述したように、昭和12年(1937)から昭和14年(1939)の『福生村熊川村組合事務報告書』には、「1. 社会事業に関する件」に

において、「両村に於いて農繁期託児所を設置し予期以上の成績を納めたり」と記載があり、昭和17年（1942）から昭和18年（1943）の『福生町事務報告書』においても「1. 社会事業に関する件」で「町内2カ所に農繁期託児所を設置し予期以上の成績を得たり」との記述がみられる（41）（42）（43）（44）（45）。

また、昭和12年（1937）から昭和16年（1941）については、役場から加美区長にあてて発出された、「農繁期託児所開設に関する件」と「農繁期託児所閉所に関する件」という件名の通知のいずれかが残されている。この通知から、毎年度農繁託児所が開設されており、その名称が福生（村）託児所、開設場所が福生（村）青年団俱樂部であったことを確認できる（46）（47）（48）（49）（50）（51）（52）。これらのことから、福生地域の農繁期託児所は、昭和9年（1934）から昭和18年（1943）に継続して開設されていたと考えて良いだろう。なお、昭和19年（1944）に福生地域に農繁期託児所が設置されなかったと考える理由は後述する。

それでは、『福生市史 下巻』第6編第3章で、開設場所が「宮本神社旧宅」されているのはなぜだろうか。都立福生戦時託児所が設置されたのがこの「宮本神社旧宅」であり、これと混同された可能性が高い。

混同した理由は判然としないが、『都立保育園のあゆみ』の「福生市は早くから農繁期託児所を福生、熊川の西団地に開設してまいりましたが、福生の方はそのまま戦時託児所になり、さらに戦後都立保育園へと発展してきました」という記述から、福生地域の農繁期託児所も戦時託児所が設置されていた宮本神社旧宅にあったと誤解したと思われる（53）。後述するように、熊川地域の農繁期託児所と戦時託児所は、一貫して熊川青年団俱樂部に設置されていたので、福生地域もそれと同様と考えた可能性もある。

さて、設置、運営主体は、『福生市史 下巻』第7編第1章では、「女子青年団」、『福生市史 下巻』第6編第3章では「青年」とされているが、このいずれも正確では無い（54）（55）。

昭和10年（1935）及び昭和12年（1937）から昭和14年（1939）の『福生村熊川村組合事務報告書』には「1. 経費補助団体の活動状況」の中に、「福生村熊川村組合社会事業助成会」とあり「社会事業として農繁期託児所を開設し児童の委託を受け」とある（56）（57）（58）（59）。昭和17年（1942）から昭和18年（1943）の『福生町事務報告書』にも、「福生町社会事業助成会」に関して同様の記述がある（60）（61）。また、この団体は、事務報告書が存在しない

年も予算書又は決算書で存在を確認できる。

前述の役場から加美区長にあてて発出された通知の中の『農繁期託児所に関する件』には、昭和13年（1938）の農繁期託児所の決算書が添付されているが、この決算書は、「福生村熊川村組合社会事業助成会」の名義で作成されており、この団体が福生地域の農繁期託児所の設置、運営を担っていたことが確認できる（62）。また、東京府社会事業協会から助成を受けていたのもこの団体であると思われる（63）（64）（65）（66）。

ここまで、現存する資料により、福生地域の農繁期託児所に関する先行研究の記述内容を検証してきた。続いて、熊川地域の農繁期託児所について検討したい。

熊川地域の農繁期託児所の設立時期については、先行研究で言及しているものが存在しない。これは、福生地域の農繁期託児所のように、新聞記事や青年団の記録簿等が存在せず、資料による特定が困難であるからだと考えられる。

さて、『昭和13年 福生村熊川村組合事務報告書』では、「両村に於いて農繁期託児所を設置し」とされており、少なくとも昭和13年（1938）には熊川地域に農繁期託児所が開設されていたことは確かである（67）。

昭和12年（1937）及び昭和13年（1938）の『東京府社会事業協会事務報告』では、「熊川農繁期託児所」に助成が行われていたことが確認できる（68）（69）。一方で、昭和10年（1935）年の『社会福利』及び『東京府社会事業協会事務報告』には記述がなく、昭和11年（1936）からの記載であることから、昭和11年（1936）に開設されたと推定できる（70）（71）。

行政文書以外の資料では、『多満自慢 石川酒造文書 第8巻』に集録された日記でも確認することができる。昭和11年（1936）6月1日の日記には「晴、青年倶楽部にて養蚕多忙中本日から20日間託児所を開設、役場掛かりにて村長・校長臨席、開場式あり、福生からも来る、昨年は福生に託児所を設く、先生3人にて児童4、50人あり」とされている（72）。この記述から、前年まで福生で農繁期託児所が実施されていたことや、今年はそれが熊川地域でも実施されたことも確認できる。

また、昭和12年（1937）6月5日、昭和13年（1938）5月29日の日記にも、熊川地域の農繁期託児所が開設され、子どもを預けた記録が残されており、少なくとも昭和11年（1936）から昭和13年（1938）の期間に継続して熊川地域に農繁期託児所が設置されていたと考えられる

(73) (74)。

それでは、いつ頃まで継続して設置されていたのだろうか。昭和12年(1937)から昭和14年(1939)年の『福生村熊川村組合事務報告書』には、「1. 社会事業に関する件」において、「両村に於いて農繁期託児所を設置し予期以上の成績を納めたり」と記載があり、熊川地域における農繁期託児所がこれにあたると思われる(75) (76) (77)。

『福生市史 下巻』第6編第3章が曖昧に都立熊川設置託児所までの連続性を示唆する以外は、昭和15年(1940)、昭和16年(1941)に関する熊川地域の農繁期託児所に関して記述する資料がない(78)。そのためこの期間に開設されたか否か、そして、この農繁期託児所が継続して実施されたということを断定することはできない。

しかし、第二次世界大戦の開始や戦時統制経済の本格化、福生地域の農繁期託児所が継続して開設されていたことなどを鑑みると、昭和15年(1940)、昭和16年(1941)に熊川地域の農繁期託児所が開設されていたとしても不思議はない。

昭和17年(1942)から昭和18年(1943)の『福生町事務報告書』の「1. 社会事業に関する件」で「町内2カ所に農繁期託児所を設置し予期以上の成績を得たり」との記述がみられる(79) (80)。先の仮定が正しければ、ここで示されている農繁期託児所の内1カ所は、前述の熊川地域の農繁期託児所が継続して開設されたものであると考えられる。

また、『昭和19年 福生町事務報告書』の「1. 社会事業に関する件」では、「町内1ヶ所に於いて農繁期託児所を設置し予期以上の成績を得たり」とされている(81)。今回検証した先行研究以外にも、昭和19年(1944)3月には都立福生戦時託児所が、昭和19年(1944)11月都立熊川戦時託児所が開設されたとする資料が多く、福生町における農繁期が概ね6月であったことを考え合わせると、熊川地域の農繁期託児所を指していると考えるのが自然だろう(82) (83)。そのため、福生地域には、都立福生戦時託児所が農繁期に存在していたのだから、重複して農繁期託児所を開設するとは考えにくい。

したがって、ここまでの議論を踏まえると、熊川地域の農繁期託児所は昭和11年(1936)から昭和19年(1944)まで設置されたと考えられる。

さて、設置、運営主体については、福生地域の農繁期託児所と同様であると考えられる。昭和11年(1936)年及び昭和12年(1937)の『東京府社会事業協会事務報告』では、熊川農繁

期託児所を設置、運営していた福生村熊川村組合社会事業助成会に助成が行われていたことが確認できる（84）（85）。

この団体が農繁期託児所の運営のために設立されたことは、前述のとおりである。このことから、熊川地域の農繁期託児所の設置、運営主体についても、福生地域の農繁期託児所と同様に、福生村熊川村組合社会事業助成会であると考えられる。

最後に、熊川地域の農繁期託児所の設置場所について検討したい。『福生市史 下巻』第6編第3章で「熊川青年クラブ」とされている以外は、『多満自慢 石川酒造文書 第8巻』において、「青年倶楽部」、「青年会館」、「宮原」が設置場所として挙げられている（86）（87）（88）（89）。これ以外に具体的な場所に言及した資料は確認できなかった。

この青年倶楽部での実施を裏付ける傍証としては、熊川神社や熊川神社境内の熊川青年倶楽部で撮影された、農繁期託児所の記念写真が郷土資料室に収蔵されている（90）（91）。しかし、この記念写真についても、撮影時期については不明とされている。

福生地域の農繁期託児所と比較して資料が圧倒的に少ないため、昭和11年（1936）から昭和13年（1938）を除くとやや断定しがたいところではあるが、おそらくは熊川神社境内の熊川青年倶楽部に設置されたのではないかと推測している。

4 結論

ここまで、本稿では、福生市における農繁期託児所の成立と展開について、先行研究を検証し、現存する資料を用いて検証、補完し明らかとした。福生市における農繁期託児所の成立と展開をまとめると次のとおりとなる。

初めての農繁期託児所は、昭和9年（1934）に開設された。設置場所は福生青年団倶楽部であり、設置、運営主体は福生村熊川村組合社会事業助成会が行っていた。ただし、これがはっきりと確認できるのは昭和10年（1935）からであり、昭和9年（1934）においては設置、運営主体が判然としない部分がある。なお、昭和15年（1940）に福生村熊川村組合が合併し福生町となったため、昭和15年（1940）年に運営主体も福生町社会事業助成会と改称している。

この福生地域における農繁期託児所は、昭和10年（1935）から昭和18年（1943）まで継続して実施していた。昭和19年（1944）以降は都立福生戦時託児所が開設されたため、開設され

ることは無かった。

2カ所目となる農繁期託児所は、昭和11年（1936）に開設された。設置場所は、熊川青年団倶楽部であり、こちらも設置、運営主体は福生村熊川村組合社会事業助成会が行っていた。設置場所に関しては資料が乏しく、推論による部分が多い。なお、当該組合の改称は前述のとおりである。

この熊川地域の農繁期託児所は、昭和11年（1936）から昭和19年（1944）まで継続して実施していたものと考えられる。しかし、昭和14年（1940）、昭和15年（1941）の開設は確証を得ることができなかった。

以上、本稿が農繁期託児所の成立と展開について明らかとした点である。最後に今後の課題について述べておきたい。

農繁期託児所について、体系的な資料収集を試みた渡邊洋子氏は、「現時点では、戦前・戦後期の季節託児所にかかわる資料は、決まった場所にまとまって存在するわけではないし、系統的に復刻されているわけでもない。」と指摘している（92）。

児童福祉史の中の農繁期託児所の歴史はもちろん、郷土史を考えていくためには、農繁期託児所に限らない子育てに関する資料を収集、整理していくことは有益なことではないだろうか。

本稿では、福生市における農繁期託児所の成立と展開について、先行研究の記述を資料により検証することにより、その概略は明らかにすることができたと考えている。しかし、成立や展開に焦点をあてたことにより、農繁期託児所がどのように運営されたのか、その実像を映し出すことはできなかった。

歴史の中の農繁期託児所を取り巻く状況を踏まえれば、農繁期託児所の運営の実態を明らかとすることも、児童福祉史や郷土史を考える上で重要だろう。

今後、本稿で述べた農繁期託児所の成立と展開に関する歴史的事実を踏まえながら、その運営の実像を明らかにしたいと考えている。

5 謝辞

本稿の執筆にあたっては、福生市教育委員会生涯学習推進課文化財係長宮林一昭氏、福生市郷土資料室学芸員針谷もえぎ氏、同調査員日野さよ子氏から、執筆に関する示唆に富む助言を

いただいた。

また、社会福祉法人慈光会理事長山城清邦氏、同加美平保育園園長高田ヒロ子氏、福生市郷土資料室調査員峰岸秀雄氏から、貴重な資料や助言をいただいた。これらの方々に、この場を借りて感謝申し上げます。

6 参考文献

- (1) 東京府社会事業協会編，1934，『社会福利』18（8）東京府社会事業協会；161
- (2) 福生市史編さん委員会編，1994，『福生市 下巻』福生市；532
- (3) 福生市史編さん委員会編，1994，前掲載書；802
- (4) 都立保育園園長会編，1982，『都立保育園のあゆみ』都立保育園園長会；11
- (5) 福生市史編さん委員会編，1992，『福生市史資料編 近代・新聞資料（昭和）』福生市；123
- (6) 福生市史編さん委員会編，1994，前掲載書；124
- (7) 福生市史編さん委員会編，1994，『福生市史資料編 近代』福生市；348-349
- (8) 福生市史編さん委員会編，1994，前掲載書；358-359
- (9) 福生町誌編集委員会編，1960，『福生町誌』福生町役場；299
- (10) 福生町誌編集委員会編，1960，前掲載書；225
- (11) 福生町誌編集委員会編，1960，前掲載書；226
- (12) 橋本孝蔵，1988，『福生不動尊由来記-福生本町の歴史』福生不動尊；発刊に当って
- (13) 橋本孝蔵，1988，前掲載書；172
- (14) 福生市史編さん委員会編，1993，『福生市 上巻』福生市；1
- (15) 福生市史編さん委員会編，1994，前掲載書；532
- (16) 福生市史編さん委員会編，1994，前掲載書；802
- (17) 橋本孝蔵，1988，前掲載書；著者紹介
- (18) 福生市郷土資料室，発行年不詳，福生市郷土資料室ホームページ，（2016年12月20日取得，<http://www.museum.fussa.tokyo.jp/human/13.html>）
- (19) 日本保育学会，1975，『日本幼児保育史 第六巻』フレーベル館；69-73

- (20) 東京都立保育園研究会編, 1980, 『私たちの保育史 上巻』 ; 217-218
- (21) 社会福祉法人慈光会, 2004, 『慈光会のあゆみ』 ; 15
- (22) 都立保育園園長会編, 1982, 前掲載書 ; 11-12
- (23) 『読売新聞』 1935. 6. 2 (再録 : 福生市市史編さん委員会, 1992, 前掲載書 ; 123)
- (24) 『読売新聞』 1935. 6. 7 (再録 : 福生市市史編さん委員会, 1992, 前掲載書 ; 124)
- (25) 『読売新聞』 1934. 5. 31
- (26) 福生村熊川村組合, 1935, 『昭和 9 年 福生村熊川村組合事務報告書』 福生村熊川村組合 ;
1. 社会事業に関する件
- (27) 福生村熊川村組合, 1936, 『昭和 10 年 福生村熊川村組合事務報告書』 福生村熊川村組合 ; 1. 社会事業に関する件
- (28) 福生村熊川村組合, 1934, 『昭和 8 年 福生村熊川村組合事務報告書』 福生村熊川村組合 ;
1. 社会事業に関する件
- (29) 社会福祉法人東京都福祉事業協会, 発行年不詳, 東京都福祉事業協会ホームページ, (2016 年 12 月 20 日取得, <http://www.tfjk.or.jp/outline.html>)
- (30) 東京府総務部地方課, 1937, 『東京府勢概要』 東京府 ; 407
- (31) 東京都編, 2011, 『都史資料集成 第 10 巻—非常時へ・動員される東京—』 東京都公文書館 ; 148
- (32) 東京府社会事業協会編, 1934, 前掲載書 ; 161
- (33) 東京府社会事業協会編, 1935, 『社会福利』 19 (4) 東京府社会事業協会 ; 93-114
- (34) 東京府社会事業協会編, 1935, 『社会福利』 19 (7) 東京府社会事業協会 ; 94-95
- (35) 東京府社会事業協会編, 1936, 『社会福利』 20 (4) 東京府社会事業協会 ; 113-139
- (36) 福生村青年団, 発行年不詳, 『記録簿』 福生市郷土資料室収蔵資料
- (37) 福生村青年団, 発行年不詳, 『記録簿 第 2 号』 福生市郷土資料室収蔵資料
- (38) 福生市史編さん委員会編, 1994, 『福生市 下巻』 福生市. ; 802
- (39) 福生村青年団, 1938, 『青年団報 第 7 号』 福生市郷土資料室収蔵資料
- (40) 東京府社会事業協会編, 1937, 『社会福利』 21 (4) 東京府社会事業協会. ; 165-186
- (41) 福生村熊川村組合, 1937, 『昭和 12 年 福生村熊川村組合事務報告書』 福生村熊川村組

合；1. 社会事業に関する件

(42) 福生村熊川村組合，1938，『昭和13年 福生村熊川村組合事務報告書』福生村熊川村組合；1. 社会事業に関する件

(43) 福生村熊川村組合，1939，『昭和14年 福生村熊川村組合事務報告書』福生村熊川村組合；1. 社会事業に関する件

(44) 福生町，1943，『昭和17年 福生町事務報告書』福生町；1. 社会事業に関する件

(45) 福生町，1944，『昭和18年 福生町事務報告書』福生町；1. 社会事業に関する件

(46) 福生村熊川村組合，1937，「農繁期託児所開設に関する件」 田村清家文書 福生市郷土資料室

(47) 福生村熊川村組合，1937，「農繁期託児所閉所に関する件」 田村清家文書 福生市郷土資料室

(48) 福生村熊川村組合，1938，「農繁期託児所開設に関する件」 田村清家文書 福生市郷土資料室

(49) 福生村熊川村組合，1938，「農繁期託児所閉所に関する件」 田村清家文書 福生市郷土資料室

(50) 福生村熊川村組合，1939，「農繁期託児所閉所に関する件」 田村清家文書 福生市郷土資料室

(51) 福生村熊川村組合，1940，「農繁期託児所閉所に関する件」 田村清家文書 福生市郷土資料室

(52) 福生村熊川村組合，1941，「農繁期託児所閉所に関する件」 田村清家文書 福生市郷土資料室

(53) 都立保育園園長会編，1982，前掲載書；11-12；101

(54) 福生市史編さん委員会編，1994，前掲載書；532

(55) 福生市史編さん委員会編，1994，前掲載書；802

(56) 福生村熊川村組合，1936，前掲載書；1. 経費補助団体の活動状況

(57) 福生村熊川村組合，1937，前掲載書；1. 経費補助団体の活動状況

(58) 福生村熊川村組合，1938，前掲載書；1. 経費補助団体の活動状況

- (59) 福生村熊川村組合, 1939, 前掲載書 ; 1. 経費補助団体の活動状況
- (60) 福生町, 1943, 前掲載書 ; 1. 経費補助団体の活動状況
- (61) 福生町, 1944, 前掲載書 ; 1. 経費補助団体の活動状況
- (62) 福生村熊川村組合, 1938, 「農繁期託児所開所に関する件」 田村清家文書 福生市郷土資料室
- (63) 東京府社会事業協会編, 1935, 前掲載書 ; 93-114
- (64) 東京府社会事業協会編, 1936, 前掲載書 ; 113-139
- (65) 東京府社会事業協会編, 1937, 前掲載書 ; 165-186
- (66) 東京府社会事業協会編, 1938, 前掲載書 ; 120-143
- (67) 福生村熊川村組合, 1937, 前掲載書 ; 1. 社会事業に関する件
- (68) 東京府社会事業協会編, 1937, 前掲載書 ; 165-186
- (69) 東京府社会事業協会編, 1938, 前掲載書 ; 120-143
- (70) 東京府社会事業協会編, 1935, 前掲載書 ; 94-95
- (71) 東京府社会事業協会編, 1936, 前掲載書 ; 113-139
- (72) 多仁照廣編, 1998, 『多満自慢 石川酒造文書 第8巻』 ; 108
- (73) 多仁照廣編, 1998, 前掲載書 ; 109-110
- (74) 多仁照廣編, 1998, 前掲載書 ; 138
- (75) 福生村熊川村組合, 1937, 『昭和12年 福生村熊川村組合事務報告書』 福生村熊川村組合 ; 1. 社会事業に関する件
- (76) 福生村熊川村組合, 1938, 『昭和13年 福生村熊川村組合事務報告書』 福生村熊川村組合 ; 1. 社会事業に関する件
- (77) 福生村熊川村組合, 1939, 『昭和14年 福生村熊川村組合事務報告書』 福生村熊川村組合 ; 1. 社会事業に関する件
- (78) 福生市史編さん委員会編, 1994, 前掲載書 ; 532
- (79) 福生町, 1943, 『昭和17年 福生町事務報告書』 福生町 ; 1. 社会事業に関する件
- (80) 福生町, 1944, 『昭和18年 福生町事務報告書』 福生町 ; 1. 社会事業に関する件
- (81) 福生町, 1945, 『昭和19年 福生町事務報告書』 福生町 ; 1. 社会事業に関する件

- (82) 社会福祉法人慈光会, 2004, 前掲載書 ; 16 ; 326
- (83) 都立保育園園長会編, 1982, 前掲載書 ; 11-12 ; 101
- (84) 東京府社会事業協会編, 1937, 前掲載書 ; 165-186
- (85) 東京府社会事業協会編, 1938, 前掲載書 ; 120-143
- (86) 福生市史編さん委員会編, 1994, 前掲載書 ; 532
- (87) 多仁照廣編, 1998, 前掲載書 ; 108
- (88) 多仁照廣編, 1998, 前掲載書 ; 109-110
- (89) 多仁照廣編, 1998, 前掲載書 ; 138
- (90) 撮影者不明, 撮影年不詳, 「熊川農繁期託児所」 (写真 No. A05-029) 福生市郷土資料室
- (91) 撮影者不明, 撮影年不詳, 「熊川農繁期託児所」 (写真 No. D39-002) 福生市郷土資料室
- (92) 渡邊洋子, 1999, 「戦前・戦後日本における季節託児所 (農繁期託児所) の動向をめぐ
る史料の収集状況について」 『暁星論叢』 (44) : 44-65. ; 46

(たなか あいせい・福生市郷土資料室)

福生市郷土資料室研究紀要

<第1号>

発行日 平成29年3月31日

編集者 福生市郷土資料室

発行者 福生市教育委員会

〒197-0003

東京都福生市大字熊川850番地1

TEL 042-530-1120

FAX 042-552-1722
